

国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程

平成17年 4月 1日 規程第80号
平成27年12月 1日 全部改正
平成28年12月21日 一部改正
平成29年 9月20日 一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いについて、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における基本的事項を定め、研究所の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人個人情報保護法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。ただし、「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程第16条に定めるユニット長を、「ユニット」とは、ユニット長が業務を統括する部署を、「職員等」とは、職員、任期付職員、契約職員及びそれ以外の者であって研究所の業務に従事する者をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 研究所に、総括保護管理者を一人置くこととし、理事(企画・総務担当)をもって充てる。

2 総括保護管理者は、研究所における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第4条 各ユニットに、保護管理者を一人置くこととし、ユニット長をもって充てる。

2 保護管理者は、ユニットにおける保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

4 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り

扱う職員等（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

5 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

6 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員等から保護管理者等への報告連絡体制

(3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

(4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び手順等

(保護担当者)

第5条 各ユニットに、保護管理者が指名する保護担当者を一人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各ユニットにおける保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 研究所に、監査責任者を一人置くこととし、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、研究所における保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行う必要があると認めるとき、又は保有個人情報等に関する重大な事象への対応等を行う必要があると認めるときは、保護管理者その他の関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

第3章 教育研修

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、ユニット等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、当該ユニットの職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

5 総括保護管理者及び保護管理者は、法令等に違反した職員等に対し、厳正に対処する。

第4章 職員の責務

第9条 役員及び職員等は、独立行政法人個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 役員及び職員等は、業務を通じて知り得た個人情報及び特定個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。役員及び職員等がその職を退いた後も同様とする。

3 職員等は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第10条 個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第11条 本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護に緊急に必要があるとき

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

(適正な取得)

第12条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第13条 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（独立行政法人個人情報保護法第44条の2第3項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。次条及び第48条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 利用目的の達成に必要と認められるときは、保有個人情報の秘匿性又は重要度に応じて、次に掲げる事項を含む正確性確保のために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 入力時の照合及び確認
- (2) 記録事項の更新
- (3) 保存期間の設定

(利用及び提供の制限)

第14条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための研究所の内部における利用は、特定の役員又は職員等に限りなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認められるときは、当該情報の提供を受ける者に対し、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(アクセス制限)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等とその権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第17条 職員等が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行う。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第18条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第19条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第20条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第21条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、取扱状況を確認する手段を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第22条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第23条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第24条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第25条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 個人情報ファイルの取扱い

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第26条 各ユニットにおいて個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該ユニットの保護管理者は、あらかじめ総括保護管理者に対して次に掲げる事項を通知しなければならない。既に通知した事項を変更するときも同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) ユニットの名称及び個人情報ファイルを専ら利用する課室等の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報を研究所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(個人情報ファイルの利用目的以外の利用又は提供の事前通知)

第27条 保護管理者は、各ユニットにおいて保有する個人情報ファイルについて、利用目的以外の目的のために利用又は提供しようとするときは、あらかじめ、総括保護管理者に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) ユニットの名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる課室等の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 利用目的以外の利用又は提供の内容
- (5) 提供する場合の提供先
- (6) 利用又は提供の理由

(個人情報ファイル簿)

第28条 研究所は、別に定める細則に従って個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

2 特定個人情報ファイルを作成する場合は、別に定める要領に従って取り扱うものとする。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第30条 保護管理者(情報システムを整備・管理する課室等に限る。以下この章及び次章において同じ。)は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第44条を除き、この章及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第34条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第35条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第36条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 職員等は、前項を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第39条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第40条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第41条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されないことがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第42条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第43条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、その他バックアップのために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第44条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第8章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第45条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立合い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第46条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第9章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第47条 保護管理者は、独立行政法人個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、独立行政法人個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、独立行政法人個人情報保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第48条 保有個人情報等の取扱いに係る業務（非識別加工情報の作成を含む。以下同じ。）を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
 - 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
 - 4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は研究所自らが第3項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第10章 開示、訂正、利用停止及び審査請求等

(開示、訂正、利用停止及び審査請求)

第49条 研究所は、別に定める細則に従って法に基づく保有個人情報等に関する開示、訂正及び利用停止の請求並びに審査請求に係る事務を行うものとする。

(非識別加工情報の利用提案の募集、作成、提供等)

第49条の2 保護管理者は、独立行政法人個人情報保護法第44条の4の規定に基づき、研究所の保有している個人情報ファイルについて、毎年度一回以上、提案の募集の開始の日から30日以上を期間を定めて、同法第44条の5第1項の提案を募集するものとする。

- 2 保護管理者は、独立行政法人個人情報保護法第44条の5第1項の提案があったときは、同法第44条の7の規定に基づき審査しなければならない。
- 3 保護管理者は、前項の審査を経て、第1項の提案が別に定める基準に適合すると認められるときは、独立行政法人個人情報保護法第44条の10の規定に基づき独立行政法人非識別加工情報を作成し、当該提案を行った者との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができるものとする。
- 4 前項の契約に当たっては、独立行政法人個人情報保護法第44条の13の規定に基づき契約相手方より手数料を徴収するものとする。
- 5 保護管理者は、第3項の規定により契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
 - (2) 独立行政法人個人情報保護法第44条の6各号に定める欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 6 前各項に定める提案の募集、審査、契約等に係る手続等及び手数料の額については別に定める。

第11章 苦情処理

(苦情処理)

第50条 研究所は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 研究所は、苦情の相談の受付及び処理を行う窓口を総務課に設けるものとする。

第12章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第51条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員等に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、環境省に対し、速やかに情報提供を行う。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第52条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省(行政管理局)及び個人情報保護委員会に情報提供を行う。

第13章 監査及び点検の実施

(監査)

第53条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第12章に規定する措置の状況を含む研究所における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第54条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第55条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第14章 環境省との連携

第56条 研究所は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、環境省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

改正附則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。